

# 令和7年度 就学援助制度のお知らせ

## 保護者のみなさまへ

太子町では、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者の方に、小中学校での学習に必要な費用の一部を援助(補助金の支給等)しています。援助を希望される方は、下記をよく読んで申請してください。

### 1. 対象となる方

|   | 対 象 要 件                                                                                                                         | 受給要件を証明する書類                                                |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ① | 生活保護を受けている                                                                                                                      | 証明書類の提出は不要                                                 |
| ② | 令和7年度に生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた世帯                                                                                                  |                                                            |
| ③ | 令和7年度(令和6年中)の市町村民税が非課税の世帯                                                                                                       | 確定申告・町府民税の申告を済ませている場合は、証明書類の提出は不要。                         |
| ④ | 令和7年度(令和6年中)の世帯全員の合計所得金額が認定基準額以下の世帯                                                                                             | 令和7年1月1日に太子町に住民票がなかった場合、令和6年中の所得がわかる書類が必要。                 |
| ⑤ | ①～④に該当しないが、特別な事情のため経済的に困っている世帯<br>《特別な事情の例》<br>・生計を維持している方の傷病、死亡、失踪、失業や業績の悪化、離婚などで著しく収入が減ってしまった<br>・家族の病気、けがなどのため多額の治療費を必要としている | 医師の診断書、離職証明書、再就職先の給与明細等の状況を確認できる書類。<br>※世帯全員の状況を証明できることが必要 |

### 2. 申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

(1) 所定の申請書を記入し、申請受付期間内に、教育委員会事務局 教育総務課(太子町役場3階)の窓口提出(郵送での申請は受付できません)。※申請書は窓口でお渡しします。

(2) オンラインによる申請

スマホ等で右の二次元コードを読み込むか、町ホームページ又は太子町 LINE 公式アカウントから申請フォームを入力。

オンライン申請フォームは  
こちらから→



太子町公式 LINE お友だち登録は  
こちらから→



### 3. 申請期間（当初受付）

|              |                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 申請期限         | 令和7年5月23日（金）<br>※当初受付期間以降も令和8年2月末まで申請できますが、 <u>支給認定日は申請月の翌月からとなります。</u> |
| 窓口申請<br>受付時間 | 午前9時～午後5時30分 ※土日祝日を除く                                                   |

### 4. 認定結果及び援助費の支給

- ・申請内容及び世帯の所得状況等をもとに認定審査を行い、申請された方全員に審査結果を各学校より6月中旬から下旬ごろに通知します。
- ・認定となった場合、学期末ごとに精算し、学校を通じて保護者の方が指定した口座に振込みします。

### 5. 援助の内容

◎学用品費 ◎通学用品費（小・中学校の第1学年は除く） ◎校外活動費

◎修学旅行費 ◎新入学用品費（小・中学校の第1学年のみ）

◎医療費（学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療費に限る）

※生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみ対象となります。

### 6. 注意事項

- 申請は毎年度必要ですので、昨年度において就学援助を受けていた方や、新入学用品費の早期支給を受けられた方も、**あらためて申請してください。**
- 令和6年分所得を申告していない方は、所得の申告が必要です。扶養に入っておられる方を除き、収入の有無にかかわらず必ず申告をしてください。
- 令和7年1月1日時点において太子町外に居住されていた方は、前居住市区町村にて6月1日以降に発行される令和7年度課税（所得）証明書を取得し、6月中旬までに太子町教育委員会事務局教育総務課まで提出してください。（コピー可）
- 認定後、変更があった場合は、速やかに太子町教育委員会事務局教育総務課に届け出てください。（転居、世帯状況の変更、生活保護の開始、停止、廃止等）  
※太子町内で転校された場合、あらためて申請が必要です。
- 事実とは異なる申請など虚偽や不正が判明した場合は認定を取消し、補助金を返還していただくことがあります。



\*\*\* 問い合わせ先 \*\*\*

太子町教育委員会事務局 教育総務課（太子町役場3階） 電話 98-5533